



四條畷市みんなで作る  
協働のまちづくり指針  
改訂版

平成29年3月

四 條 畷 市



# も く じ

|  |         |
|--|---------|
| ～ はじめに～                                    | .....1  |
| 協働のまちづくり指針と第6次総合計画との位置付け                   | .....2  |
| ～ みんなが“協働”をより深く知るために～                      |         |
| 1 協働とは（定義）                                 | .....3  |
| 2 なぜ協働なのか（背景と必要性）                          | .....3  |
| 3 協働がもたらすもの（協働の効果）                         | .....4  |
| 4 なぜ指針が必要なのか（協働指針策定の意義）                    | .....6  |
| 5 協働の考え方（新しい公と協働の領域）                       | .....7  |
| ～ みんなで“協働”をよりよく行うために～                      |         |
| 1 協働を行ううえで大事なこと（協働の基本原則）                   | .....10 |
| 2 協働を行うパートナーとは（協働の主体の定義と特徴）                | .....12 |
| 3 協働にはどんな形があるのか（協働の形態）                     | .....14 |
| ～ みんなで“協働のまちづくり”につなげるために～                  |         |
| 1 四條畷市における協働の現状と課題                         |         |
| (1) 現 状                                    | .....17 |
| (2) 課 題                                    |         |
| 1) 情報共有・相互理解を高める必要があります                    | .....17 |
| 2) 市民参画・協働推進のための人材育成と仕組み<br>づくりを進める必要があります | .....18 |

|                               |         |
|-------------------------------|---------|
| 3) 協働の推進施策・支援策を充実させていく必要があります | .....18 |
|-------------------------------|---------|

## 2 協働のまちづくりに向けて

|                             |         |
|-----------------------------|---------|
| (1) 市民の取組み                  | .....19 |
| (2) 行政の取組み                  |         |
| 1) 情報の共有と提供                 | .....22 |
| 2) 市民参画・協働推進のための仕組みづくりと人材育成 | .....22 |
| 3) 行政職員の協働意識の向上に向けた能力開発     | .....23 |
| 4) 推進体制の確立                  | .....23 |

### ～ みんなで “ 協働のまちづくり ” を進めるために ～

|                  |         |
|------------------|---------|
| 《 市民と行政の協働の取組み 》 | .....25 |
|------------------|---------|

### ～ 資 料 編 ～

|       |         |
|-------|---------|
| 用 語 集 | .....27 |
|-------|---------|

## ～ はじめに ～

四條畷市では、平成18年に策定した『第5次四條畷市総合計画』におけるまちづくりの基本理念に、「住民と行政が協働で取り組むまちづくり」を掲げ、住民と行政が互いの立場を尊重・理解し、ともに力を合わせるといったパートナーシップに基づく取組みを進めてきました。

併せて、地方分権社会が進展をみせ、自治体は自己決定・自己責任の考えに基づいて、地域の特性を活かしたまちづくりを進めていかなければなりません。

また、少子高齢社会の進展など社会経済情勢が大きく変化する中で、これからの地域社会においては、市民一人ひとりのもとより、各団体が社会や自治を担う者として積極的にまちづくりや地域活動等に参加し、役割と責任を自覚しながら、力を合わせて地域の課題等に取り組むことが求められています。

そうした状況を受け、平成20年7月に設置した、「四條畷市市民公益活動協働指針策定懇話会」において、協働のあり方などの協議・検討を行い、平成21年8月に四條畷市の協働に関する基本的な考え方及び方向性などを示した「四條畷市みんなで作る協働のまちづくり指針」を策定し、四條畷市はこの指針に基づいて、協働のまちづくりを進めてきました。

これらの取組みを背景として、平成28年3月に『第6次四條畷市総合計画』を策定し、とりわけ、「一人ひとりの夢が実現するまち」の具現化に向け、引き続き「住民と行政が協働で取り組むまちづくり」を計画の基本理念の一つの柱に位置付け、すべての事業分野において各主体が共有を図りながら、四條畷市のまちづくりを進めることとしております。

本指針においても、基本となる考え方そのものに変更はありませんが、策定後7年を経過したことから、引用している計画名等、記載内容の時点修正を行い、この度、「四條畷市みんなで作る協働のまちづくり指針 改訂版」としてリニューアルを行いました。

この指針に沿って、協働を進めるための環境整備や仕組みづくりに取り組み、『第6次四條畷市総合計画』の将来像である「自然と歴史をいつくしみ やすらぎぬくもり にぎわいをそだてよう みんなの夢をつくるまち 四條畷 ～すべては住みよいまちづくりのために～」をめざして、協働を基調としたまちづくりを推進していきましょう。

# 協働のまちづくり指針と第6次総合計画との位置付け

## 第6次四條畷市総合計画

### 第6次総合計画におけるまちづくりの基本方向

自然の中で心地よく  
暮らせるまち

毎日が笑顔あふれる  
まち

みんなの思いがつな  
がるまち

あいさつが飛び交う  
まち

一人ひとりの夢が  
実現するまち

### 基本理念

人権尊重のまち  
づくり

住民と行政が協  
働で取り組むま  
ちづくり

安心、安全を  
重視したまち  
づくり

地域性を活か  
した自立的な  
まちづくり

まちの将来像（2050年の夢）

自然と歴史をいつくしみ

やすらぎ めくもり にぎわいをそだてよう

みんなの夢をつくるまち 四條畷

～すべては住みよいまちづくりのために～

### 分野別目標

自然環境の保全  
を図り、快適な  
暮らしを実現す  
る基盤づくり

賑わいと魅力  
を創造し、ま  
ちを元気にす  
る活かづくり

地域が、潤い、  
安らぎ、生き  
がいに包まれ  
る環境づくり

学び、文化、  
スポーツから  
働きかける夢  
づくり

確かな未来を  
築く行財政運  
営に向けた体  
制づくり

具体的な取組みに反映

四條畷市みんなをつくる協働のまちづくり指針

## ～ みんなが “協働” をより深く知るために ～

### 1 協働とは (定義)

指針では、「協働」を次のように定義します。

「協働」とは、市民、ボランティア、NPO法人、市民公益活動団体、市民共益活動団体、地縁組織、事業者・企業、学校など（以下、「各主体」という）、地域社会を構成する各主体と行政、あるいは各主体どうしが、公益・公共サービスの提供や地域課題の改善・解決を図るといった共通の目的を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚しながら、各々の特性や資源などを活かしつつ協力・連携してより大きな成果を創り出すことです。

また「協働」は、必ずしも“一緒に”活動するだけではありません。めざすべきところを共有のもと、それぞれの持ち場で成果を出していくという方法もあります。

さらに、「役割」と「責任」は、どこかから指示されるものではなく、各主体が自ら発見、定義していくことが大切であり、各主体の自主性、自律性が確立されれば、より創造的な関係が生まれます。

### 2 なぜ協働なのか (背景と必要性)

これまで国が行ってきた事務や権限が地方へ移譲されるなど、地方分権は確実に進んでいますが、本来分権とは、市民が心豊かな生活を送れるようにするために、身近なことは地域で決め、自治体の範囲のことは自治体で決めていくほうがよいということです。したがって自治体は、地域の特性にあった政策や行政サービスを行うことはもちろん、住民自治が円滑に進むよう、地域への分権を進めるといった新たな視点に立ったまちづくりが必要となってきます。

一方、少子高齢化をはじめとする社会構造の変化や政治や経済のグローバル化の進展、あるいは環境問題の深刻化などにより、市民の生活様式や価値観が多様化しており、環境、福祉、防災、人権、国際、産業、教育、暮らしの安心・安全など、幅広い分野において、行政だけでは解決できない課題が生じて

います。

こうした公共的な課題の解決や市民ニーズに対応するため、地域を担っている主体が主体的・自律的に取り組み、社会を一緒に支えていくことを「新しい公」といいます。

「新しい公」の実現には、専門性を持ち、組織的に継続して取り組むことができる多種多様な主体が、自治を担う者として行政と新たな関係性＝協働関係（パートナーシップ）を形成し、対等な立場で相互に補完し合いながら、協力・連携してまちづくりを進めていくことが必要です。

### 3 協働がもたらすもの（協働の効果）

地域のさまざまな主体と行政、あるいは各主体どうしが、協働してまちづくりに取り組むことで、次のような効果が得られると期待されます。

#### ◆市民にとって◆

- まちづくりへの参加意識が高まり、自分が住み、働き、学ぶまちへの愛着が深まります。
- 地域の実情や自分たちのニーズにあった、柔軟な公共サービスが提供される機会が増えます。
- まちづくりや地域活動に参加することで、地域との関わりや助け合いの大切さが見直され、地域の自治能力が向上します。
- 協働の意識が広がることで、まちづくりへの関心や参加・参画意欲が向上し、多様な公共サービスを担う者が創出されます。

#### ◆ボランティア・NPO・市民公益活動団体等にとって◆

- 取組みの幅やネットワークが広がり、団体自体の活性化につながるなど、団体として成長します。
- 組織運営を見直すきっかけとなったり、活動者自身の自己変革につながったりするなど、団体運営の能力が高まります。
- 市民公益活動の機会が増え、自分たちの能力を発揮することで、「新しい公」を担う団体等として、公共サービスを受ける側から企画し、提供する側への転



換が図れます。

- 協働の実践を積み重ねることで、団体活動や取組みが周知・理解され、社会的信頼の向上につながります。

#### ◆事業者・企業等にとって◆

- 地域行事や活動に参加することで、企業に対する理解が深まり、社会における認知度・信頼性が向上します。
- 協働を積み重ねることによって、地域社会との新たな関係性が築かれ、企業活動の幅が広がります。
- 地域活動や市民活動などに対して、情報やノウハウ、人的・物的・経済的支援などを提供することで、地域における企業価値が向上します。

#### ◆学校等にとって◆

- 地域住民と顔の見える関係が育まれ、自分が住むまち、通うまちへの愛着が深まります。
- 地域との連携により、児童・生徒等の安心・安全が図られます。
- 地域に開かれた学校として、住民の力が学校運営に活かされます。
- 協働を積み重ねることによって、地域社会との新たな関係性が築かれ、学校活動の幅が広がります。

#### ◆行政にとって◆

- 市民との対話を積み重ねることで、相互理解に基づく信頼関係が構築できます。
- 多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、施策の効率化を図ることができます。
- 協働の視点から事務・事業の見直しを行い、協働を積み重ねることで、行政サービスの改善や向上、行政職員の意識改革や組織改革などにつながります。
- 協働がもたらす行政の能力向上によって、事業経費の効率・効果的な執行やコストダウン、行政組織のスリム化が実現します。

#### 4 なぜ指針が必要なのか (協働指針策定の意義)

協働を推進するためには、各主体と行政が協働に対する理解を深め、共通認識のもとに取り組んでいく必要があります。この指針は、協働についての各主体と行政の基本的な姿勢や考え方、方向性、そして両者の関係性などを明確にする、四條畷市における「協働の羅針盤」です。

この指針を常に参照することにより、各主体は協働事業をさらに意識しながら進めることができます。また、行政は、施策を進めていくにあたっての規範として活用できます。さらに、職員一人ひとりが、施策や事業の目的及び効果を市民の視点から見直します。

指針の実践を通じて、市民参加・参画によるまちづくり、協働によるまちづくりの推進が期待され、活気あふれる地域社会を築くことができます。

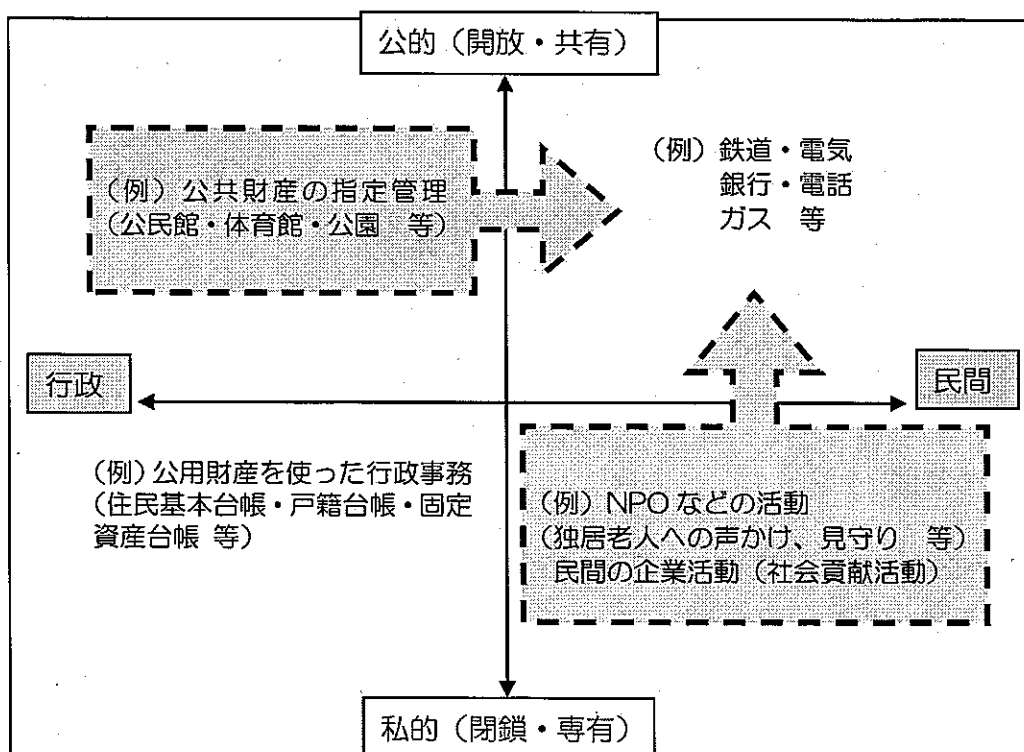
## 5 協働の考え方 (新しい公と協働の領域)

### 【 新しい公の概念 】

「公共サービスには、政府部門（国、自治体等の行政、議会）だけでできるものと、市民が主として実施するもの、そしてその中間的なものがあります。また、市民側にも行政側にもそれぞれ開放・共有領域（公的領域）と閉鎖・専有領域（私的領域）があります。

ところが、旧来は、「公」というと政府部門（役所）、「私」というと個人や民間団体とイメージされていました。このような固定観念はいまや大きく揺れ動いています。その関係をわかりやすくするために次の図のように、公共領域を前述のように「行政」－「民間」、「公的」－「私的」の2つの座標軸で分割した4つの領域で役割を整理してみます。

「行政」－「公的」領域では、主に行政が公共サービスを実施したり、公共施設の管理・運営を行っています。「行政」－「私的」領域では、主に行政が行政事務を行うための施設や設備を運用しています。「民間」－「公的」領域では、民間事業者がいわゆる公益事業を行ったり、NPO等が公益活動を行ったりしています。「民間」－「私的」領域では、近隣や自治会、ボランティアグループ等が福祉や子育て支援、環境改善、地域安全等の相互扶助的サービスを担っています。



しかし、現状においてはこうした主体と役割を区分することは難しく、例えば、これまで行政の責任領域とされてきた公共領域を、市民・民間が担うようになってきています。例を挙げると、行政が管理・運営してきた公民館、図書館、文化ホール、体育館などを民間管理・運営に移すという、民間委託や指定管理者制度が取り入れられています。

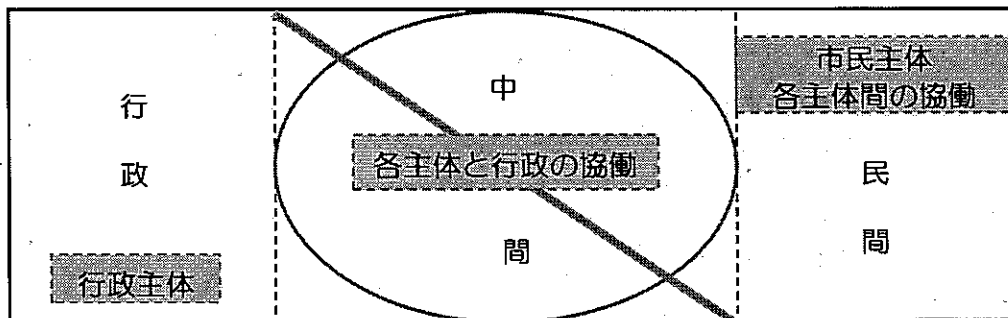
また、一人暮らしの高齢者への声かけ運動、見守り活動のように、これまで近隣（民間）の力で行われていた活動に公益性を認め、行政が補助金を出して活動を促進するということが増えていきます。

このような動きもあり、各主体及び行政が対等な立場で連携・協働し、多様な公共サービス・事業を主体的かつ責任を持って担うことにより、共同で社会を支えていくという、「新しい公」という考え方が生まれてきました。

【 協働の主体と領域 】

公共サービスの提供や地域社会の課題を解決する方策として、多様な活動・事業形態が考えられます。事業の目的や内容によってさまざまですが、市民、行政それぞれの主体性と責任によって行う領域があります。また、その中間に各主体と行政が協働で事業を実施することがより効果的な場合があります。

これらの領域の関係を次のように定義します。



《 行政の領域 》

- 行政が主体性と責任を持って担わなければならない領域で、法律で事業実施の義務が定められているもの  
（生活保護、福祉医療、国民健康保険、課税収納、義務教育、選挙など）
- 行政が主体性と責任を持って担わなければならない領域で、市民生活の安心・

安全に関わるもの  
(消防、防犯、防災など)

《 民間の領域 》

- 市民が主体性と責任を持って自由に活動する領域  
(ボランティア、NPO、市民公益活動などの自主事業、政策提言、自治会活動、社会貢献活動など)

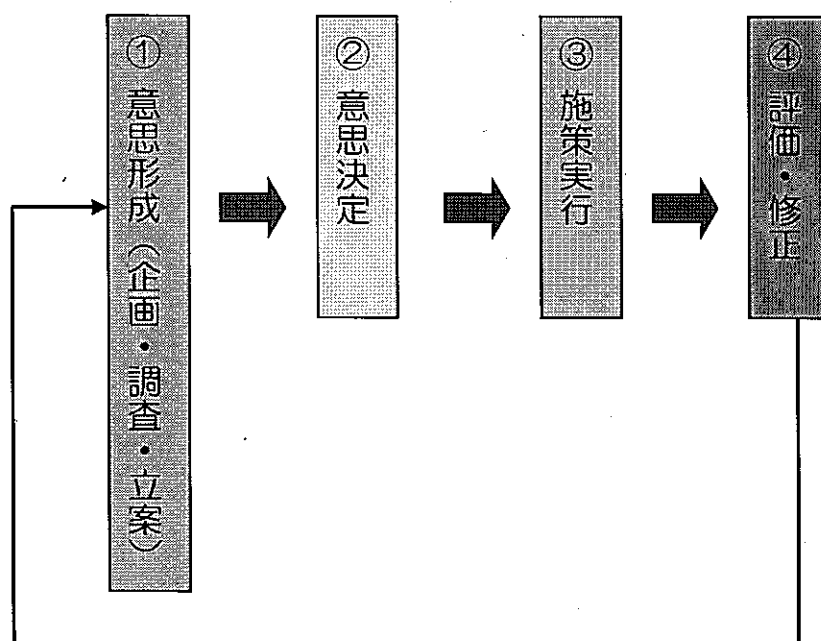
《 中間の協働領域 》

- 各主体と行政の両者が主体性と責任を持って担う領域、あるいは、それぞれが単独で行うより大きな成果が得られる協働の領域  
(民間の力を借りる事業、市民と行政がともに行う委託、補助、助成、共催、後援などの協働事業)

【参画と協働の比較選択】

協働は、決して事業などの実行段階でのみ行われるものではありません。課題の発見、事業の企画、政策立案段階での協働も重要です。

また、事業の反省、評価・修正段階においても協働で行う必要があります。



## ～ みんなで“協働”をよりよく行うために ～

### 1 協働を行ううえで大事なこと (協働の基本原則)

協働の効果をより高めるためには、協働に関わる主体が次の原則を踏まえて進めていくことが重要です。

#### ◆ 目的・課題の共有

協働に関わる関係者が、自分たちの持つ能力や専門性などを効果的に発揮するためには、達成しようとする目的や解決しようとする課題を明確にし、共有する必要があります。

#### ◆ 相互理解・対等

課題解決に向けて協働して取り組むためには、お互いの組織特性や活動目的の違いなどを理解することが大切です。一方的な主従関係や上下関係ではなく、ともにまちづくりを進める大切なパートナーとして、対等な関係であることを認識する必要があります。

#### ◆ 相互補完・相乗効果、相互変革

協働に関わる関係者は、事業の実施にあたって、お互いの特性や資源、環境条件を有効に活用しながら、能力や持ち味を相互に補完し合うことで、相乗効果が発揮できます。

また、協働の過程を通じてともに学びながら、ともに変わり、ともに成長していくことが大切です。

#### ◆ 自主性・主体性の尊重

各主体と行政、あるいは各主体どうしなど、ともに自立した関係性のなかで、お互いの特性を尊重し合いながら自主的、自発的に行動することが大切です。一方的な依存や癒着に陥ることなく、それぞれが主体性を持つことで能力や役割を最大限に発揮することができます。

◆ 情報の公開・共有

協働で事業を行うにあたり、事業の企画・調査・立案、意思決定、実施、評価の全過程において情報を公開するとともに、説明責任を果たす必要があります。また、協働のパートナーと情報を共有しながら、事業を進めていくことが大切です。

◆ 評価

協働事業が終了したら、事業を振り返り評価を行い、成果を今後の取組みに活かしていくことが大切です。この際、成果を結果のみで評価するのではなく、事業の意思形成、意思決定、施策実行、評価・修正など、各段階の達成度を併せて検証・評価しなければなりません。評価規準を設定するにあたっては、事業の透明性、市民参画度、主体の成長なども考慮する必要があります。

## 2 協働を行うパートナーとは（協働の主体の定義と特徴）

| 協働の主体    | 主体の特徴   |
|----------|---|
| 市民       | 四條畷市に在住、在職、在学、または活動している個人並びに団体をいいます。  |
| ボランティア   | 自発性に基づき社会貢献活動を行う、個人並びに団体をいいます。  |
| NPO法人    | 特定非営利活動法人。社会的な課題の解決に取り組む公益活動団体で、専門性を有し、社会貢献度の高い活動を継続して責任を持って行う営利を目的としないもので、内閣府や都道府県知事等の認証を得て法人格を取得した団体をいいます。  |
| 市民公益活動団体 | 社会的な課題の解決に取り組む公益活動団体で、市民の自主的な参加と支援によって活動を行う、営利を目的としない団体をいいます。   |
| 市民共益活動団体 | 市民団体のうち、構成員のための共同の利益を主な目的とする団体をいいます。<br>(趣味のサークル、同窓会、生活共同組合など)  |
| 各種公益法人   | 営利を目的とせず、積極的に不特定多数の者の利益を実現することを目的とし、社会的な事業を行う団体をいい、設立には主務官庁の許可が必要です。公益法人制度は平成20年12月に改正され、公益活動を行うとして認可された公益財団法人、公益社団法人と一般の団体としての一般財団法人、一般社団法人に分けられました。 |



|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>地 縁 組 織</p>     | <p>一定の区域を基盤とし、その区域の住民や事業者で構成された、地域住民等の利便・福利向上のための活動を行う組織をいいます。<br/> (自治会、地域教育協議会、老人会、婦人会、子ども育成会、消防団など)</p>  |
| <p>事 業 者 ・ 企 業</p> | <p>営利を主たる目的として事業を行う個人営、法人営の私企業をいいます。社会を構成する主体の一つとして社会貢献活動を行います。<br/> (商工会、商業連合会、農業協同組合などの地域産業組織を含みます。)</p>  |
| <p>学 校 等</p>       | <p>小・中・高校や大学などをいいます。小・中・高校の運営を地域が支え、学校等は、地域社会と連携して学校行事の一部や奉仕作業、職場・ボランティア・福祉体験などを通じて、社会貢献活動を行います。<br/> 大学などは、まちづくりの支援や公開講座など、あるいは専門的な知識・技術に基づくアドバイスなどを通じて、社会貢献活動を行います。</p> |
| <p>行 政 組 織 等</p>   | <p>法令や法規、制度などに基づき、住民のニーズを受けて住民の福祉向上のための公共事業、公共サービスの提供などを行う組織をいいます。<br/> 市長部局、行政委員会、教育委員会などを含む四條畷市役所全体をいい、ここでは議会も含まれません。</p>   |

### 3 協働にはどんな形があるのか (協働の形態)

協働を効果的に進め、事業目的を達成するためには、事業の趣旨に依じてよりふさわしい協働パートナーとの組み合わせで、最も効果的な協働の形を選ぶことが大切です。

協働のパターンには、各主体の自主的な公益活動への行政参画を行う場合、各主体どうしが協働を行う場合、あるいは各主体と行政が協働を行う場合もあります。協働は団体どうしで行うものであり、個人は、団体に参加することを通して協働に参画します。

| 協働の形態 | 形態の特徴  |
|-------|--|
| 協働型委託 | <p>行政は、本来、行政責任で行うべき事業を協働パートナーに委託することができます。</p> <p>パートナーとなる各主体は、受託者としてそれぞれの団体の特性、専門性、能力などを活かし、効果的に事業を実施します。事業完了後は、委託者への事業の経過や成果などの報告・説明などが義務付けられますが、市民に対してもこれらを報告することが必要です。</p> <p>(事例)・「広報しじょうなわて」点訳・朗読業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民総合体育大会</li> <li>・指定管理者制度</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> |
| 参画・提言 | <p>市民をはじめ、各主体が持つ専門的な知識や多様な発想、アイデアなどを、行政の事業計画や施策検討に活かすための方法のひとつです。市民や団体は、委員会・審議会・公聴会などに企画立案段階から参画し、多様な提案や意見を述べます。意見公募手続(パブリックコメント)制度は、行政の主要な計画や事業の策定時に、広く市民の意見を聞いて計画や事業に反映するものです。市民の意見に対して、行政は精査・検討を行ったうえで、行政の考えをきちんと説明・公表していきます。</p>   |

|                            |  |
|----------------------------|--|
|                            | <p>協働事業提案制度は、市民から行政と協働して行うことでより効果が上がる公益的事業の提案を受けるもので、四條畷市は公開審査などにより採否を検討し、採用された提案について当該部課と実施等を検討し、協働事業化していくものです。参画・提言は「政策協働」で、事業実施にあたって協働するのは「事業協働」です。</p> <p>(事例)・2050年の夢づくり会議 など</p>                 |
| <p>実行委員会<br/>協議会など</p>     | <p>共通の目的を達成するため、市民をはじめ各主体と行政が構成員となった実行委員会・協議会が、主催者となって事業を行います。</p> <p>(事例)・四條畷市成人式<br/>・ちゃんぷるーフェスタ<br/>・学校安全対策事業 など</p>  |
| <p>補助後</p> <p>助成<br/>援</p> | <p>各主体が単独あるいは連携して自主・自発的に行う公益活動・事業に対して、行政が財政的支援などを行うことで公益を増進させる方法です。補助金を交付される主体は、事業に関して説明責任を果たし、情報の公開や透明性を保つ必要があります。</p> <p>(事例)・地域支え合い体制づくり事業 ・市民の集い<br/>・四條畷楠公まつり ・緑のカーテン事業<br/>・みどりと花のまちづくり活動 など</p> |
| <p>共協</p> <p>催力</p>        | <p>同じ目的や効果を共有する各主体と行政、あるいは各主体どうしが、ともに事業主体となり、対等の立場で役割と責任を分担しながら事業を行います。協働パートナーは、企画段階から評価段階までのすべてのプロセスに参画します。</p> <p>(事例)・絵本であそぼ<br/>・子育て講座<br/>・公民館フェスティバル<br/>・チャイルドラインカード配布<br/>・婚活関連事業「愛ポット」 など</p> |



## ～ みんなで「協働のまちづくり」につなげるために ～

### 1 四條畷市における協働の現状と課題

#### (1) 現 状

四條畷市では、近年の社会情勢の大きな変化に伴い、これまでの環境、福祉、防災、教育などの分野における公益活動のほか、情報、文化、人権、国際、産業などさまざまな分野で、個人や団体の持つ知識、経験、創造性、組織力などが活かされた多様な公益活動が活発化しています。

また、この指針策定後「協働のまちづくり」について周知、啓発を進めるため、概要版の策定、フォーラムの開催、職員研修などを実施してきました。

しかし、各主体と行政において「協働」に対する意識醸成は、十分に進んでいるとまでは言えず、また協働を行ううえで基本となる事項が徹底されていないなどのことから、各主体間との信頼関係の構築を旨とする協働のまちづくりの結果に必ずしも結びついていない状況も生じています。

また、四條畷市においても多くの自治体と同様に少子高齢化や人口減少が進行しており、人間関係の希薄化なども伴って、市民主体や行政主体だけでは解決できない課題への対応が、必要な状況となっています。

こうした現状を変えていくために、まず、各主体と行政が、それぞれの活動を行うときや協働する場面で生じたさまざまな課題を、以下のように整理します。

#### (2) 課 題

##### 1) 情報共有・相互理解を高める必要があります

協働を進めるためには、まず各主体と行政が「協働のまちづくり」の意味についてよりよく理解し、現状を知ることやお互いを理解することが大切です。しかし、現実にはどうでしょうか。四條畷市の課題として次のような意見があります。

- ・ 協働を行おうとする各主体どうしが、まずお互いのことを理解し合っ、信頼関係を強化することが望まれます。

- ・各主体どうしが、より積極的に情報を公開・共有して、連携を図ることが大切です。
- ・行政や関係機関の情報を積極的に発信していく必要があります。

## 2) 市民参画・協働推進のための人材育成と仕組みづくりを進める必要があります

各主体と行政が、連携・協働して地域課題の解決に取り組むためには、人づくりが最も大切です。また、市民参画が進み、協働事業が積極的に行われるための仕組みが必要です。四條畷市の課題として次のような意見があります。

- ・地域活動や市民公益活動を担う者を増やしていく必要があります。
- ・「楽しさ」をキーワードに設定するなど、まちづくり活動に参加を望む、若い世代・シニア世代などの人材を活かす仕組みをつくっていく必要があります。
- ・地域社会を構成する各主体が、社会貢献活動や新たな協働事業に参画していくことが望まれます。
- ・行政職員が市民公益活動や協働に対する意欲・認識を深めていくことが望まれます。
- ・市民公募のあり方、情報公開、市民への説明責任など、しっかりとした市民参画の仕組みをつくっていく必要があります。

## 3) 協働の推進施策・支援策を充実させていく必要があります

協働の推進には、活動が行いやすいようにさまざまな条件整備と支援が必要です。市民が活動しやすい環境はできているのでしょうか。支援の仕方は効果的でしょうか。協働推進施策、支援策について、次のような意見があります。

- ・行政が地域団体との組織連携を深めていくことが望まれます。
- ・市民からの事業提案制度、協働事業の検証・評価制度、情報公開など、しっかりとした協働推進の仕組みをつくり、市民公益活動や地域活動が行いやすい環境をつくる必要があります。
- ・市民、行政ともに、協働に関する情報提供や研修を行う必要があります。

協働の推進に向けて、以上のような課題の解決を図りながら、活動を支援し、活動しやすい環境の整備を行わなければなりません。

## 2 協働のまちづくりに向けて

社会的課題や地域課題については、市民が自らの努力と工夫で解決しなければならない課題と、行政の責任において解決を図らなければならない課題、そして市民と行政が協働で取り組まなければならない課題があります。

市民と行政、あるいは市民どうしが、協働の原則を踏まえて、力を合わせて課題の解決に取り組むことが望まれます。

ここでは、協働のまちづくりへの具体的な取り組みのパターンを整理しました。

### (1) 市民の取り組み

市民は、さまざまな立場の市民が参画した会議での意見に基づいてつくられた、「四條畷市みんなでつくる協働のまちづくり指針 改訂版」を最大限に活用し、協働の主役としての自覚を持ちながら、自分たちの思いや現場感覚、能力、ネットワークを活かして、積極的に協働のまちづくりを推進します。

#### ◆ 市民として ◆

- ・ 自分たちが暮らすまちに関心を持ち、「広報しじょうなわて」や四條畷市ホームページなどを活用して、地域の情報を積極的に収集するように努めます。
- ・ 四條畷市や地域の行事などに、積極的に参加・参画するように努めます。
- ・ まちづくりや協働に関する学習機会などに積極的に参加し、協働の認識や理解を深めていきます。
- ・ ボランティア活動や地域活動など、社会貢献活動に積極的に参加し、自らが持つ知識や能力、行動力を活かしていきます。

#### ◆ ボランティア、NPO、市民公益活動団体として ◆

- ・ 「協働のまちづくり」を進めるにあたり、自分たちの持つ能力や経験を積極的

に活かします。

- 協働を担う者として、自分たちが持つ情報を積極的に公開し、信頼性を高めるように努めます。
- 各主体どうしが、それぞれの資源（人材・情報・資材など）を持ち寄り、交流を図ります。また、共通の取組みを積極的に行い、横断的なネットワークの輪を広げるように努めます。
- 自分たちの活動に使う補助・助成金の透明性を高めます。  
また、自分たちの活動資金は、団体や事業の PR を積極的に行い、寄付を募るなど、可能な限り自分たちで集めるように努めます。
- 地域の特性や資源を活かしたコミュニティビジネスに取り組むなど、組織の自立的・継続的な運営をめざします。

#### ◆ 自治会などの地縁組織として ◆

- 住民ニーズや地域課題の把握に努め、地域でできることは地域で自主的に解決するようにします。
- 公益活動や協働について理解を深めるため、地域の集会所などを利用した情報交換など、日常の地道な取組みを通して「協働のまちづくり」についての意識醸成を図ります。
- 安心・安全なまちづくりを推進するため、環境、福祉、防災・防犯などの地域課題に向けて、情報を共有し、地域住民相互の連携を図りながら、地域全体で取り組みます。
- 若年層の参加の促進、世代間交流の推進、次世代のまちづくりを担う者の育成などを図り、地域活動に新しい活力を導入します。
- 住民の参加意識を高め、地域コミュニティの発展をめざします。

#### ◆ 事業者・企業として ◆

- 地域社会における一員として、また企業市民として、さまざまな地域産業組織どうしで協力・連携し、積極的にまちづくりに参加します。
- よりよい地域社会の実現のために、幅広い社会貢献活動を行えるよう、事業所・企業内で地域社会との協働に関する理解を深める研修やボランティア育成などの環境づくりに努めます。
- 地元の事業者・企業どうしの連携を強め、より効果的なまちづくりや地域活性



化に努めます。

- 地域社会に貢献するためのよきパートナーとして、事業者・企業が持つ情報・人・資金・施設・技術・ノウハウなどを提供し、地域における公益活動に対する支援の推進に努めます。

#### ◆ 学校等として ◆

- 社会を構成する主体のひとつとして、積極的にまちづくりに参加します。
- 豊かな経験や知識、技能を持つ市民や市民活動団体などと、顔の見える交流を積極的に進めるように努めます。
- 地域に向けて学校を開放していくなど、市民の力を学校運営に活かし、また地域との連携により、児童・生徒の安心・安全を図るなど、地域教育コミュニティづくりに参加します。
- 専門的な知識や技術を活用して、公開講座や講演会を開催したり、まちづくり活動に人材を派遣したりするなど、生涯学習を支援します。
- 可能な限り施設を開放し、学生と市民との交流を進めるなど、幅広くまちづくりに活かすように努めます。

## (2) 行政の取組み

四條畷市は、市民と行政がともに考えつくり上げた、「四條畷市みんなでつくる協働のまちづくり指針 改訂版」をあらゆる施策の基礎に置くとともに、さまざまな協働事業のプロセスにおいて最大限に活用し、積極的に市民との協働によるまちづくりを推進します。

また、施策の実施にあたって、協働の可能性を検討します。

### 1) 情報の共有と提供

四條畷市が協働を進めるにあたっては、協働の主役であるすべてのパートナーとさまざまな情報を共有・提供し、連携を強化します。

- 定期的にボランティア・NPO・市民公益活動などの情報を把握し、積極的に発信します。
- 行政情報などの公開・提供を積極的に行います。
- 協働やまちづくりに関する情報を発信するとともに、各主体どうしの情報の交換や共有が進むよう努めます。
- 各主体とともに、協働に関する理解や認識を深めたり、意見交換を行ったりするための会議を実施し、参画します。
- ボランティア・NPO・市民公益活動団体などのちらしやポスターが掲示できる、「なわて市民活動応援板☆キラリ☆」の周知を図るとともに、適切な運用に努めます。

### 2) 市民参画・協働推進のための仕組みづくりと人材育成

協働で取り組んだほうがよい施策については、協働事業を推進するとともに、各主体からの協働事業の提案を受け、事業化できるような仕組みを整備します。

また、協働を担う者として、各主体が継続して市民活動や地域活動を行えるように環境を整備します。

さらに、地域課題の解決に取り組む各主体の能力向上のため、それぞれのテーマに応じた学習の機会の提供や人材育成などの取組みを行います。

- 市民参画をより進めるために、審議会、検討委員会、懇話会などにおける市民公募を拡充するとともに、公募委員の世代別・性別・活動分野別に配慮した構成に努めます。
- 市民ニーズの調査・把握方法、分析方法を再検討し、市民の幅広い意向を拾い上げて政策に活かしていく仕組みづくりを進めます。
- 地域課題の解決に向けた事業を市民側から提案する「予算提案制度」について、試行実施した結果を踏まえ、今後の方向性を含め検証します。
- 市民に対して、住民自治や地域協働に関する講座やシンポジウムを開催し、地域社会の運営についての知識を学んでもらうとともに、協働を担う方を発掘し、自ら育っていくことを支援します。

### 3) 行政職員の協働意識の向上に向けた能力開発

行政職員一人ひとりが、これまで行政が担ってきた役割や事業を見直すとともに、協働に対する理解を深め、市民と共通認識を持って積極的に協働に取り組みます。

- 若年層職員を中心に、協働の理念や原則、必要性などを中心とした研修を行うなど、職員を対象とした研修を実施し、積極的に職員の「協働のまちづくり」に対する認識の向上に努めます。
- 行政職員の地域活動や市民活動への参加を促進し、市民の立場で幅広い意向を聞くなどして地域課題やニーズを把握し、また課題解決に取り組むなど、現場での経験を積むことで、職員の協働意識を高めます。
- 住民自治や協働に関する講座、シンポジウムなどに、職員自ら積極的に参加し、協働のまちづくりについての知識を学ぶとともに、事業の見直しや改善などに活かします。

### 4) 推進体制の確立

協働の取組みを四條畷市の重点施策として位置付け、総力をあげて推進していくため、関係部局間で情報を共有し、横断的な取組みができる組織づくりを進めます。

- 市民が、協働や協働事業について相談できるよう、相談窓口の体制を整備しま

す。

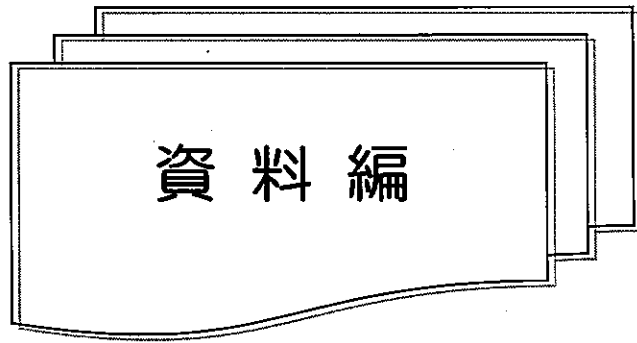
- 市民参画や協働、市民活動支援などに関する、庁内の横断的組織の構築に努め、連携強化を図ります。

## ～ みんなで“協働のまちづくり”を進めるために ～

### 《 市民と行政の協働の取組み 》

市民と行政はそれぞれの役割と責任を自覚しながら、ともに連携・協働してまちづくりを推進していきます。

- 協働を進めるには、まず市民と行政が「協働のまちづくり」についての意識を醸成することが重要であり、周知に向けた地道な取組みを継続的に行います。
- 意見公募手続（パブリックコメント）を積極的に活用し、政策の意思形成過程における市民参画を促進します。
- 市民参画や協働、市民活動支援の進捗、実施状況について、各主体と行政が情報を共有し、意見交換を行う「(仮称)市民参画・協働連絡会議」の設置に向けた検討を行います。
- 大学等との協力・連携を深め、まちづくりに向けた調査・研究を進めます。
- 地域課題の解決に向けた事業の実施を市民側から提案する「予算提案制度」について、試行実施した結果を踏まえ、今後の方向性を含め検証します。
- 市民公益活動をサポートするための、中間支援センターの設置など効果的な取組みを中長期的視点で検討します。
- 各主体と行政が協働で行う事業について、適切に行われているかなどの検証を行い、協働の推進とともに事業運営の効率化を図ります。
- 地域自治の推進に向けて調査・研究を行い、新しい地域自治の確立に向けた取組みを進めます。



## 用語集

| 用語                              | 解 説  |
|---------------------------------|--|
| <p>【 あ行 】</p> <p>アドプト制度</p>     | <p>公共施設の一部の区域・空間を「養子（アドプト）」とみなし、市民、NPO、企業などが「里親」になって、愛情と責任を持って保守管理や清掃美化などを行う方法。</p> <p>（例）四條畷市公園・緑地等里親会 など</p>   |
| <p>新しい公</p>                     | <p>各主体及び行政が対等な立場で連携・協働し、多様な公共サービス・事業を主体的かつ責任を持って担うことにより、共同して社会を支えていくこと。</p>  |
| <p>意見公募手続<br/>(パブリックコメント)制度</p> | <p>四條畷市の重要な施策や計画を策定する場合、その素案を公表し、広く市民などから意見を求め、その意見などに対する四條畷市の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等は施策・計画に取り入れるなどして、四條畷市の政策形成に市民の意見を反映する仕組み。</p>                                   |
| <p>NPO</p>                      | <p>非営利公益活動団体。公益活動を行っている市民活動団体で、営利を目的としない。ただし、公益的事業を遂行することによって収益を上げることがあり、その収益は新たな公益事業に投下される。</p> <p>法人格を取得したものは「特定非営利活動法人＝NPO法人」と呼ばれる。</p>                         |
| <p>【 か行 】</p>                   |  |
| <p>企業市民（活動）</p>                 | <p>企業を社会や地域の一構成員とみなし、行政組織を含むさまざまな主体とバランスよく連携をとりながら、企業の社会的責任（CSR）において消費者である地域を大切にし、社会のルールや法令の遵守、環境への配慮などに積極的に取り組むとともに、企業活動において投資家、消費者、従業員、地域住民などの関係者として共生していくとい</p> |

| 用語              | 解説   |
|-----------------|--|
|                 | <p>う考えに立ち、地域の課題解決に向けて積極的に取り組む社会貢献活動を進め、利益を還元していくという考え方。</p>  |
| <p>共益活動</p>     | <p>構成員の共同の利益を主たる目的とする活動。<br/> (例) 自治会・町内会活動、趣味のサークル、同窓会などの活動。</p>  |
| <p>行政組織等</p>    | <p>市長部局、行政委員会、教育委員会などを含む四條畷市役所全体をいい、ここでは議会も含む。</p>   |
| <p>協働事業提案制度</p> | <p>市民公益活動団体・NPO、民間事業者などから、社会や地域の課題を解決するために、四條畷市と協働で取り組みたい事業を提案し、審査のうえ予算化した行政と協働事業を行う制度。<br/> 提案には、「政策協働提案」と「事業協働提案」があり、前者は政策課題の発掘や課題解決に向けての計画づくり、政策づくりなどを提案していく。後者は、協働で行うことで、より大きな効果が見込まれる事業の実施を提案していく。<br/> 協働のテーマについては、市民側が自由にテーマを設定して提案する場合と、行政側がテーマを投げかけ（例えば、里山の保全、公共施設のバリアフリー化など）、そのテーマについて、具体的な協働事業提案を公募する場合がある。</p> |
| <p>公益</p>       | <p>社会全体、不特定多数の利益。公共の利益。ただし、少数者の利益を図るものであっても、そのことに普遍性がある場合は「公益」に含まれる。<br/> (例) 難病患者への支援、芸術家への支援 など</p>  |
| <p>公益法人</p>     | <p>営利を目的とせず、公共利益の領域において社会的、公益に関する事業を行う団体。<br/> (例) 公益社団法人、公益財団法人、NPO法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人 など</p>   |



| 用語      | 解説  |
|---------|---|
| コミュニティ  | 近隣社会。生活圏域を共通に持ち地域住民であるという意識をゆるやかに共有する人びとが、日々の生活の営みやコミュニケーションを通して、おのずとつくりあげられる人びとのつながり。                                      |
| 【 さ行 】  |   |
| 事業者等    | 営利を主たる目的として事業を行う個人営、法人営の私企業。行政の外郭団体等で、サービス提供を専ら行う団体。<br>(例) ○○事業団、○○公社 など   |
| 指定管理者制度 | 地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営を、民間企業やNPO法人など「民」の団体に委ねる制度で、市民サービスの向上や行政コストの削減に、民間のノウハウの活用を図ることを目的とする。                                 |
| 市民参画    | 企画立案から実施・評価に至るまで、すべての過程で責任を持って関わること。  |
| 社会貢献活動  | 団体や個人による、公益を増進させるための活動。「公益」とは、一般に、活動の利益が特定の個人や法人その他団体のためでなく、不特定かつ多数の者の利益に資するためのものといわれるが、少数者、特定の個人を支える活動も、普遍性があれば公益活動と考えられる。 |
| 自立      | 個人あるいは団体が、自分の判断で行動したり、経済的に他に依存しないでやっていけること。   |
| 自律      | 個人あるいは団体が、自己の信念や規律に従い、他から拘束されずに行動すること。  |
| 審議会等    | 地方自治法の規定や四條畷市の条例に基づき設置する審査会、審議会、協議会などの「附属機関」、または四條畷市の規則、要綱により設置する懇話会などの「附属機関に準ずる機関」   |

| 用語                         | 解説  |
|----------------------------|---|
| <p>【 た行 】<br/>地域産業組織</p>   | <p>商工会、商業連合会、農業協同組合など。または、これらを横につなぐ、各種実行組合、研究会、異業種交流会、メセナ協議会など。</p>   |
| <p>地縁組織</p>                | <p>一定の区域を基盤とし、その区域の構成員により組織された、地域に根ざした活動を行う組織。<br/>(例) 自治会、地域教育協議会、老人会、婦人会、子ども育成会、消防団 など</p>  |
| <p>中間支援センター</p>            | <p>市民活動団体やNPOの支援を行う拠点となる場所。設置は、行政が設置する公設形態や民間で設置する民設がある。その運営は、一般的に民間（NPO法人や市民による中間支援組織）が行う。<br/>機能は、市民活動に関する人材育成、情報の収集・提供、相談・コンサルティング業務、交流の場の設置、インキュベーション機能、市民・団体・行政間のコーディネート、基金の創設、センター施設の管理・運営 など</p> |
| <p>【 は行 】<br/>パートナーシップ</p> | <p>市民団体、企業等と行政、あるいは団体どうしが、まちづくりのパートナーとして対等な立場で、お互いの役割を理解・尊重して協力し合うこと。</p>   |
| <p>【 ま行 】<br/>まちづくり資源</p>  | <p>人材、物資、資金、場所、機会、知恵、技術、情報、制度、権限、ネットワークなど、まちづくりを推進するために必要かつ有益な資源。<br/>上記に加え、地域の歴史、史跡、伝承、民俗、芸能あるいは風土、風景・景観、人びとのネットワーク（ソーシャル・キャピタル）、さまざまな活動、固有の規律、そして農林業産品、工業製品等地域固有の生産物などを総称して、「地域資源」ということもある。</p>       |



四條畷市みんなで作る協働のまちづくり指針 改訂版  
平成 29 年 3 月

四條畷市 市民生活部 地域協働課  
〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号  
電話：072-877-2121 FAX：072-879-6121  
0743-71-0330  
E-mail：jitishin@city.shijonawate.lg.jp  
ホームページ：http://www.city.shijonawate.lg.jp/